

第 95 号 議 案

和解について

原告（被控訴人） 長崎県

被告（控訴人） 平戸市崎方町861番地 2 米倉 順子

協同組合フロンティアパーク佐世保に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人が米倉順子に対して行った不動産の所有権移転登記について、令和 6 年 2 月 8 日、県が長崎地方裁判所平戸支部に同不動産の贈与契約の取消し及び当該移転登記の抹消を求めて提訴した事件について、令和 6 年12月26日に同支部により「米倉寛治と被告が令和 3 年12月28日に締結した土地及び建物についての贈与契約を取り消す。被告は、土地及び建物について、所有権移転登記の抹消登記手続をせよ。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決があった。

被告は判決内容を不服として、令和 7 年 1 月10日に福岡高等裁判所へ控訴したものであるが、次の条項により和解するものとする。

(1)控訴人は、被控訴人に対し、訴外米倉寛治（以下「訴外米倉」という）が被控訴人に対して下記の各連帯保証債務を負担していることを確認する。

主債務者 協同組合フロンティアパーク佐世保

主債務の発生原因 被控訴人からの中小企業高度化資金貸付

主債務の貸付日及び貸付金額

貸付 1 平成 6 年 5 月31日 2 億5,510万円

貸付 2 平成 7 年 4 月28日 5 億1,970万円

連帯保証契約日

貸付 1 について 平成 6 年 7 月15日

貸付 2 について 平成 7 年 6 月29日

令和 7 年 6 月 1 日時点での残金

貸付 1 2 億2,920万4,641円（利息3,310万8,127円を含む）

貸付 2 4 億7,936万8,033円（利息7,627万5,185円を含む）

合計 7 億857万2,674円（利息 1 億938万3,312円を含む）

- (2)控訴人は、被控訴人に対して、本件の解決金として250万円の支払い義務があることを認めるとともに、被控訴人が、控訴人の同支払金を前項の債務残金の支払に充当することを認める。
- (3)控訴人は、被控訴人に対し、前項の250万円を、和解期日より1か月経過後の被控訴人が納入通知書で指定する期日限り、被控訴人が控訴人に予め送付する納入通知書により、金融機関にて支払う。
- (4)控訴人が、前項の支払いを怠ったときは、控訴人は、被控訴人に対し、第2項の金員から既払額を控除した残金及び同金員に対する前項の指定期日の翌日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (5)控訴人と被控訴人は、本和解が、訴外米倉の被控訴人に対する第1項記載の債務を免除するものではないことを確認する。
- (6)被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (7)控訴人と被控訴人は、本和解条項に定めるほか、本件に関し、何らの債権債務のないことを確認する。
- (8)訴訟費用は一審、二審とも各自の負担とする。

令和7年9月8日提出

長 崎 県 知 事      大      石      賢      吾

(提案理由)

和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。